

豊川市民病院臨床研修管理規程

(目的)

第1条 この規程は豊川市民病院において、初期臨床研修（以下「臨床研修」という。）を適切かつ円滑に行うことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(臨床研修医の身分等)

第2条 臨床研修を行うことができるのは、医師免許を有し、当院の規定に基づく選考を経て臨床研修医（以下「研修医」という。）として採用された者とする。

2 当院の研修医の身分及び処遇については、豊川市病院事業職員の各種条例等に定める。

3 研修医の組織上の所属はキャリア支援センターとする。

(研修医の募集・採用)

第3条 研修医の採用は、当院の募集要項に基づき実施される採用試験の選考結果及び医師臨床研修マッチングの結果を受け、管理者が決定し受験者に通知する。

(研修医の研修期間)

第4条 研修医の研修期間は原則2年間とする。

(組織・運営)

第5条 臨床研修の実施や評価及び研修医の募集に関する業務を統括する部門は、キャリア支援センターとする。

2 臨床研修プログラムが基本理念に沿って実施され、研修医が研修の到達目標を円滑に達成できるようにするため、臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(研修の内容)

第6条 臨床研修の内容は、臨床研修省令の趣旨に沿って作成された豊川市民病院臨床研修プログラム（以下「プログラム」という。）による。

2 研修はプログラムに規定された内容を中心とし、ほかに委員会が認める様々な活動を通して医師として有用な社会経験を積むことができる。

(プログラム責任者)

第7条 プログラム責任者は豊川市民病院に所属し、プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行う。

2 プログラム責任者は、医療研修推進財団の主催するプログラム責任者養成講習会を受講した者の中から院長が任命する。

(副プログラム責任者)

第8条 副プログラム責任者は豊川市民病院に所属し、プログラム責任者の行う研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を補佐する。

(研修実施責任者)

第9条 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の管理者またはそれに準ずる者は臨床研修実施責任者として当該病院または当該施設において研修医が研修を行う期間の全体的責任を負う。

(指導医)

第10条 院長は卒後7年以上の臨床経験を有する者で厚生労働省の定める指導

医養成講習会を修了した者を指導医として任命する。

- 2 指導医は、研修医による診断及び治療行為とその結果について直接の責任を負う。研修医は指導医のもと担当医として診療にあたり、研修医が記録した診療録は、必ず指導医が記載内容を承認し、電子カルテ上で承認済みを明らかにしておく。
- 3 指導医は、担当する分野における研修において、研修医の研修目標が達成できるよう指導し、研修終了後に研修医の評価をプログラム責任者に報告する。
- 4 指導医は、研修医の身体的、精神的変化を観察し問題の早期発見に努め、必要な対策を講じる。
- 5 指導医が不在の時は、その指導する内容について十分な経験と指導能力のある医師が指導者として研修医の指導を行う。

(臨床研修指導者)

第 11 条 院長は看護局及びその他のコ・メディカル、事務職員のうち、研修医の指導を行う者を指導者として任命する。

- 2 指導者として任命する者は、原則として診療技術局の科等の長、看護局の看護師長以上、事務局の課長及び主幹、医療安全管理センター主幹並びに患者サポートセンター主幹とする。

(臨床研修の評価)

第 12 条 研修の評価は、各科ローテーション終了ごとに実施することとし、自己評価、指導医からの評価、看護局またはその他のコ・メディカルからの評価、その他院長が任命した指導者からの評価、及び研修医から診療科、各指導医及び指導者に対する改善点・要望等を含めた評価を行う。

- 2 評価のフィードバックはキャリア支援センターが行う。

(研修医の業務)

第 13 条 研修医は、以下の業務を行う。

(1) 病棟業務

研修医は、指導医のもと担当医として診療に従事する。診療にあたっては主治医が決定した診療計画または主治医とともに決定した診療計画に基づき積極的にこれを行う。研修医の指示を受けた看護・薬剤・その他職員は、研修医の指示に疑問がある場合は当該研修医並びに指導医にこれを確認する必要がある。診療科以外の部門では、指導者のもとで研修を行うこともある。

(2) 救命救急センター (E R)

研修医は、当直マニュアルに従い、上級医 (指導医) の当直者の指導のもと、救急外来での診療・当直業務を行う。

(3) 外来

研修医は、指導医の監督のもと担当医として主に救急外来診療に従事する。

(4) 手術室・血管造影室・内視鏡室等

研修医は、術者の指導のもと助手として手術・検査に参加する。また、症例によっては指導的助手の指導のもと、手術・検査の術者としても参加する。

(5) 各科勉強会、横断的カリキュラムへの出席

研修医は、各科カンファランス、抄読会、合同 C P C、各種横断的カリキュラム等に参加しなければならない。

(6) 各種委員会への参加

研修医は、キャリア支援センターの指定する各種委員会に委員またはオブザーバーとして参加しなければならない。

(7) 院内各種講演会への出席

研修医は院内で行われる各種講演会へ可能な限り出席することが望ましい。この出欠状況はキャリア支援センターが管理し、オンライン臨床教育評価システム（E P O C 2）（以下「E P O C 2」という。）の「その他の研修活動の記録管理」に反映される。出席が不十分な場合は、その旨当該研修医にキャリア支援センターより通知する。

(8) 各種手技の経験

研修医はE P O C 2に定める各種手技の経験数を定期的にE P O C 2に記載しなければならない。またこれらの各種手技は指導医（上級医）の監督・実証のもとに行われなければならない。

(9) その他

研修医は、N S T、防災訓練、災害訓練、予防接種等、病院またはキャリア支援センターが定める業務、行事等に従事しなければならない。また研修医は、臨床研修プログラムに沿った勤務以外を行ってはならない。

（医療安全）

第 14 条 医療安全については、医療安全管理センターが統括している。研修医は医療安全対策マニュアル及び院内感染対策マニュアルに従い、インシデント、アクシデントについて確実に報告をし、フィードバックを受ける。

（健康管理）

第 15 条 研修医は次に定める健康診断等を受けなければならない。

- (1) 定期健康診断
- (2) 特殊勤務者に求められる健康診断（法の規定によるもの）
- (3) 必要と認められる感染症に関する抗体検査等
- (4) 伝染病等により臨時に必要な健診及び予防接種

2 院長は健康診断の結果、異常が認められた場合には、状況に応じて当該研修医に対してサービスの軽減または休養等を命じ、健康保持に必要な措置をとらなければならない。

（臨床研修修了認定）

第 16 条 臨床研修管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、定められた研修期間の終了に際し委員会を開き修了認定のための評価をしなければならない。

2 院長は、委員会からの評価、厚生労働省の施行通知に規定する臨床研修の修了基準及びキャリア支援センターが別に定める修了基準に従い、当該研修医が研修を修了したと認める場合には所定の臨床研修修了証を交付する。

3 研修修了を認められないと判断された場合には、その理由を文書で研修医に通知し原則同一プログラムで引き続き研修を行うこととする。

（臨床研修の中断・再開）

第 17 条 キャリア支援センターは、委員会の評価に基づき、医師としての適性を欠く場合や、病気出産など療養のため研修継続が困難と認めた場合、その時点で当該研修医の研修評価を行い、院長に報告する。

2 院長は委員会の評価あるいは研修医自らの中断申し出を受け、厚生労働省の施行通知に規定する臨床研修の中断の基準に従い、臨床研修を中断することができる。

3 研修医の臨床研修を中断した場合、院長は速やかに当該研修医に対し「臨床研修中断証」を交付する。

4 研修を中断した研修医が臨床研修を当院で再開希望をした場合は、中断内容

を考慮し可否を決定する。また再開の場合はその内容を考慮した研修を行う。

5 臨床研修を中断した研修医は、希望する研修病院に臨床研修中断証を添えて、研修の再開を申し込むことができる。

(研修記録の保管)

第 18 条 研修医に関する以下の記録は、当該研修医が初期研修を修了または中断した日から 5 年間保存する。

- (1) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日
- (2) 修了し、または中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称
- (3) 臨床研修を開始し、及び修了し、または中断した年月日
- (4) 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修施設と共同して臨床研修を行った場合にあつては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の名称
- (5) 修了し、または中断した臨床研修の内容及び研修医の評価
- (6) 臨床研修を中断した場合にあつては、臨床研修を中断した理由
(研修中の相談、心のケア)

第 19 条 研修医の悩み相談はキャリア支援センターで対応する。

2 キャリア支援センターは必要に応じて指導医や精神科医師と連携し、研修医をサポートする。

(研修修了者の追跡確認)

第 20 条 キャリア支援センターは、臨床研修修了者の現在の勤務先及び連絡先について 3 年に 1 回調査を実施し、必要に応じて援助する体制を作るよう努力する。

(その他)

第 21 条 本規程に定めのない事項については、委員会の審議・承認を経て決定するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。